

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (法制文書課)	67
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (広報広聴課)	67
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	68
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業施設管理課)	68
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	68
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	69
○森林法による通知に代える公示 (2件) (治山課)	69
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (維持管理防災課)	69
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	69
○平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正..... (財務指導課)	70

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (3件)	70
----------------------------	----

道札幌道税事務所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	74
------------------------	----

道立緑ヶ丘病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	75
----------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)	76
------------------------------	----

道人事委員会規則

○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	77
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	78
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	78

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部	
--	--

改正.....	78
---------	----

道監査委員公表

○監査公表第8号.....	78
---------------	----

道公安委員会規則

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則.....	79
--------------------------------------	----

道警察本部告示

○特定任意講習実施規程の一部を改正する規程.....	82
----------------------------	----

告 示

北海道告示第401号

平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から施行する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

行政書士試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

歯科技工士国家試験の項を削る。

准看護師試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

狩猟免許試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

北海道地域限定通訳案内士試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

採石業務管理者試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

砂利採取業務主任者試験の項中「総務部人事局法制文書課行政情報センター」を「総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」に改める。

技能検定の項中「経済部労働局人材育成課」を「経済部労働政策局人材育成課」に改める。

北海道告示第402号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る特定役務の名称及び数量	
--------------------	--

平成27年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式

2 落札を決定した日

平成27年4月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社電通北海道

(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1

4 落札金額

106,164,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成27年2月27日付け北海道告示第135号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、訓子府土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成27. 5.11	理 事	菊 池 一 春	常呂郡訓子府町字協成267番地2
同	同	同	柴 田 豊 喜	同 訓子府町字弥生95番地8
同	同	同	細 川 孝 雄	同 訓子府町字穂波258番地
同	同	同	平 田 康 弘	同 訓子府町字清住210番地1
同	同	同	伊 藤 徳 幸	同 訓子府町字実郷123番地
同	同	同	島 貫 亨	同 訓子府町字日出73番地
同	同	同	細 川 尚 志	同 訓子府町字西富112番地
退 任	同 27. 5.10	同	菊 池 一 春	同 訓子府町字協成267番地2
同	同	同	清 井 敏 行	同 訓子府町字西富100番地2
同	同	同	長谷川 喜代司	同 訓子府町字実郷187番地5
同	同	同	宮 本 憲 司	同 訓子府町字日出106番地2
同	同	同	柴 田 豊 喜	同 訓子府町字弥生95番地8
同	同	同	細 川 孝 雄	同 訓子府町字穂波258番地

同 同 同 平 田 康 弘 同 訓子府町字清住210番地1

北海道告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
江丹別土地改良区	芳 野 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	富 原 頭 首 工	同
同	西里右第1頭首工	同

北海道告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成27年6月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
育良第2 客土、暗渠排水、区画整理	きよ	北海道上川総合振興局
平 原 西	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理）	同

北海道告示第406号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字豊坂128の1（次の図に示す部分に限る。）、128の2
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ㏲ 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ858の1地先・字フンベヲマトマリ494地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 深川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦河町役場の掲示場に掲示した。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年北海道告示第373号

2 所在が不明な者 櫻庭 英夫

北海道告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を様似町役場の掲示場に掲示した。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 通知の内容 平成27年北海道告示第374号

2 所在が不明な者 竹中 敬一

北海道告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 忠別清水線

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上川郡新得町字屈足243番1地先から	14.00mから	1277.00m	――
同郡新得町字屈足232番7地先まで	39.00mまで		

北海道告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽

建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 岩内洞爺線	岩内郡岩内町字栄219番5地先から 同郡岩内町字栄224番1地先まで	平成27. 5.29

北海道告示第412号

平成27年北海道告示第6号（平成25年度、平成26年度及び平成27年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成27年6月1日から適用する。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

第3の3の表中「出納局集中業務室」を「出納局会計管理室」に、「総合政策部科学IT振興局」を「総合政策部情報統計局」に改め、同表の末尾欄外の（注）の事項中「総合政策部科学IT振興局」を「総合政策部情報統計局」に改める。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第58号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月29日

北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ローターリー除雪車（1.3m／700t及び1.5m／800t級） 2台

（交換契約によりロータリー除雪車（1.3m／700t級）1台を契約の相手方に供し、ロータリー除雪車2台を契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック（7t級） 1台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 平成28年2月26日（金）

イ 平成28年3月25日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入（製造）実績があることを次により証明した者であること。

納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については、類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。

(6) 当該調達物品に関する迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを、次により証明した者であること。

納入される当該調達物品について、後志総合振興局管内に1箇所以上のサービス工場又は協力工場が確保されていることを証明できる資料（メンテナンス体制説明資料、契約書等）を添付すること。

(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年5月29日から同年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成27年7月10日 午後1時30分（送付による場合は、同月9日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）からダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

(3) 電話番号 0134-25-2142

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1

Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1

b Snow Removng Truck (7 tons class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 10, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2015)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome, 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2142

北海道留萌振興局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月29日

北海道留萌振興局長 岡崎 一 智

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価）及び数量
ア 幅広複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）

2台

イ 調達台数及び調達予定数量

(ア) 1台及び1月当たり140カウント（留萌建設管理部建設行政課） 1台

(イ) 1台及び1月当たり192カウント（留萌建設管理部羽幌出張所） 1台

(ア)と(イ)については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成27年8月3日から平成32年7月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所

ア 留萌建設管理部建設行政課

イ 留萌建設管理部羽幌出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達する物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年5月29日（金）から同年6月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号
北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政課）
- (2) 入 札 日 時 平成27年7月10日（金）午後2時（送付による場合は、同月9日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期（それぞれ、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する）

- (1) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 1台
予 定 時 期 平成27年9月頃
- (2) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 4台
予 定 時 期 平成28年2月頃
- (3) 名 称 及 び 数 量 複写機の賃貸借 4台
予 定 時 期 平成28年3月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局のホームページ（<http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1カウント当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた総価額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政課
(2) 所 在 地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号
(3) 電 話 番 号 0164-42-8342

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine (Wide format copier) 1 set
b Lease of copying machine (Wide format copier) 1 set

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 10, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2015)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoechou 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8342

北海道留萌振興局告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年5月29日

北海道留萌振興局長 岡 崎 一 智

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

- ア ロータリ除雪車（1.3m／700 t 級） 1 台
イ ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t 級） 1 台
ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 契約の目的の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成28年2月29日（月）

(4) 納 入 場 所 北海道留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課
留萌市東雲町 1 丁目56

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6

号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る複数回以上の納入（製造）実績等があることを次のいずれかにより証明した者であること。

ア 納入（製造）実績の証明は、過去5年間の実績を、納入機種、規格、納入台数、納入年度及び納入先について記載し、契約書の写し又は納品書等の写しを添付すること。

また、同等の類似品については類似品と判断できる資料（仕様書、パンフレット、図面、写真等）を添付すること。

なお、北海道が発注したものについては、その事実の記載のみでよい。

イ 次のいずれかの方法により、作業性能が確認されたもの

(ア) 公的機関で性能試験を行い、作業性能が確認されたもの

(イ) 原則として300時間（除雪専用機械については1シーズン以上）実運転を行い、作業性能が確認されているもの

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制について、次により証明した者であること。

ア 納入される当該調達物品について、納入場所において十分な知識を有する技術者により取扱等の技術指導ができること。

イ 納入される当該調達物品について、点検整備及び一般修理の依頼を受けてから遅滞なく着手できる修理体制（納入場所又は近隣に1箇所以上のサービス工場若しくは協力工場が確保され、当該調達物品又はこれと同等の類似品のメンテナンス実績があること。）が整備されていること。

(7) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(8) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、「本人」との代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年5月29日（金）から同年6月29日（月）まで（日曜

日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課の交付する申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課 留萌市住之江町2丁目1番2号 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番2号 北海道留萌合同庁舎3階入札室(送付による場合 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課) (2) 入札日時 平成27年7月10日(金)午後3時(送付による場合は、同年7月9日(木)までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3の(1)のウに同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する部署に電子メール(アドレス rumoidoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、 次による。 契約に関する事務を担当する組織	(1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号 (3) 電話番号 0164-42-8342 11 Summary A Nature and quantity of the products to be purchased : a Rotary Snow Remover (length 1.3 meters/700 tons class) Quantity 1 b Rotary Snow Remover (length 2.2 meters/2,300 tons class) Quantity 1 B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., July 10, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than July 9, 2015) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Rumoi Department of Public Works Management, Rumoi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-chou 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan Phone : 0164-42-8342 道 札 幌 道 税 事 務 所 告 示 北海道札幌道税事務所告示第6号 次のとおり随意契約により相手方を決定した。 平成27年5月29日 北海道札幌道税事務所長 永 井 正 博 1 随意契約に係る特定役務の名称(1件当たりの単価)及び数量 (1) 法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税申告情報等入力業務 (2) 入力予定数量 <table> <tr> <td>ア 申告書用紙等封入封緘業務</td> <td>448,938件</td> </tr> <tr> <td>イ 郵送申告書等収受業務</td> <td>283,419件</td> </tr> <tr> <td>ウ 申告情報入力業務(書面)</td> <td>251,322件</td> </tr> <tr> <td>エ 申告情報入力業務(電子)</td> <td>232,413件</td> </tr> <tr> <td>オ 口座情報入力業務</td> <td>125,235件</td> </tr> <tr> <td>カ 届出情報入力業務</td> <td>95,913件</td> </tr> <tr> <td>キ 申告書等編纂業務</td> <td>366,297件</td> </tr> </table> 2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年12月5日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 H B A	ア 申告書用紙等封入封緘業務	448,938件	イ 郵送申告書等収受業務	283,419件	ウ 申告情報入力業務(書面)	251,322件	エ 申告情報入力業務(電子)	232,413件	オ 口座情報入力業務	125,235件	カ 届出情報入力業務	95,913件	キ 申告書等編纂業務	366,297件
ア 申告書用紙等封入封緘業務	448,938件														
イ 郵送申告書等収受業務	283,419件														
ウ 申告情報入力業務(書面)	251,322件														
エ 申告情報入力業務(電子)	232,413件														
オ 口座情報入力業務	125,235件														
カ 届出情報入力業務	95,913件														
キ 申告書等編纂業務	366,297件														

(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 随意契約に係る契約金額 (1) 申告書用紙等封入封緘業務 30円 (2) 郵送申告書等収受業務 50円 (3) 申告情報入力業務（書面） 88円 (4) 申告情報入力業務（電子） 44円 (5) 口座情報入力業務 40円 (6) 届出情報入力業務 99円 (7) 申告書等編纂業務 35円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌道税事務所税務管理部課税第一課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(4) 納 入 場 所 北海道立緑ヶ丘病院 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定するいずれかの資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 機器の選定に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した書類を提出すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成27年6月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院2階研修室 （送付による場合は、郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課） (2) 入 札 日 時 平成27年7月9日 午後2時（送付による場合は前日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 契 約 保 証 金
道 立 緑 ヶ 丘 病 院 告 示	
北海道立緑ヶ丘病院告示第24号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年5月29日 北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 医事会計システム及び診断書作成管理システムを搭載した電子計算機器の賃貸借一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成27年9月1日から平成32年8月31日まで なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。	

免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)ウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課
- (2) 所 在 地 河東郡音更町緑が丘1番地
- (3) 電 話 番 号 0155-42-3377

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Processing system for medical accounting and Medical document computerization system in the Hokkaido Prefecture Midorigaoka Mental Institution
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., July 9, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than July 8, 2015)
- C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Prefecture Midorigaoka Mental Institution, Midorigaoka 1, Otofuke-cho, Kato-gun, Hokkaido 080-0334 Japan
Phone : 0155-42-3377

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年5月29日

北海道教育庁胆振教育局長 篠 原 正 行

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) A重油その1（伊達・虻田地域） | 137,000リットル |
| (2) 灯油その1（伊達・虻田地域） | 36,000リットル |
| (3) A重油その2（室蘭A地域） | 208,000リットル |
| (4) 灯油その2（室蘭A地域） | 42,000リットル |
| (5) A重油その3（室蘭B・登別地域） | 236,000リットル |
| (6) 灯油その3（室蘭B・登別地域） | 73,000リットル |
| (7) A重油その4（苫小牧A・白老地域） | 110,000リットル |
| (8) 灯油その4（苫小牧A・白老地域） | 41,000リットル |
| (9) A重油その5（苫小牧B地域） | 145,000リットル |
| (10) 灯油その5（苫小牧B地域） | 44,000リットル |
| (11) A重油その6（安平・厚真地域） | 56,000リットル |
| (12) 灯油その6（安平・厚真地域） | 11,000リットル |
| (13) A重油その7（むかわ地域） | 57,000リットル |
| (14) 灯油その7（むかわ地域） | 16,000リットル |

2 落札を決定した日

平成27年3月30日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(3)から(6)まで
- ア 氏 名 栗林石油株式会社
- イ 住 所 室蘭市入江町1番地19
- (2) 1の(2)
- ア 氏 名 株式会社友和商事
- イ 住 所 室蘭市中島町1丁目10番12号
- (3) 1の(7)、(9)、(11)及び(13)
- ア 氏 名 しずない農業協同組合
- イ 住 所 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号
- (4) 1の(8)及び(10)
- ア 氏 名 株式会社たいせい
- イ 住 所 苫小牧市新富町2丁目9番12号
- (5) 1の(12)及び(14)
- ア 氏 名 苫小牧地方石油業協同組合
- イ 住 所 苫小牧市元中野町4丁目1番5号

- 4 落札金額
- (1) 50.60円

(2) 54.20円

(3) 50.30円

(4) 53.40円

(5) 50.30円

(6) 53.40円

(7) 68.50円

(8) 58.00円

(9) 63.50円

(10) 58.00円

(11) 64.50円

(12) 69.00円

(13) 69.50円

(14) 69.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成27年 2月17日付け北海道教育庁胆振教育局告示第 5 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号

北海道教育庁胆振教育局告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年 5月29日

北海道教育庁胆振教育局長 篠 原 正 行

- 1 落札に係る特定役務の名称 スクールバス賃貸借 1 日当たりの単価及び予定数量
- (1) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コース A：青バス A） 1 日 2 運行 92日

(2) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（室蘭コース B：青バス B） 1 日 3 運行 112日

(3) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コース A：赤バス A） 1 日 2 運行 92日

(4) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（登別コース B：赤バス B） 1 日 3 運行

- 112日
- (5) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コース A：黄バス A） 1 日 2 運行 92日
- (6) 北海道室蘭養護学校スクールバス賃貸借（伊達コース B：黄バス B） 1 日 3 運行 112日
- 2 落札を決定した日
- 平成27年 3月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 道南バス株式会社

(2) 住 所 室蘭市東町 3 丁目25番 3 号
- 4 落札金額
- (1) 37,800円

(2) 50,400円

(3) 43,450円

(4) 56,450円

(5) 60,800円

(6) 73,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成27年 2月24日付け北海道教育庁胆振教育局告示第 8 号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号

道 人 事 委 員 会 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1305

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7－188）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課の項中「北海道保健福祉部医療政策局医

療業務課」を「北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月29日

北海道人事委員会委員長 鎌 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1306

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7－267）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表本庁の項中「地域振興監」を「少子高齢化対策監」に、「食の安全推進監」を「食の安全推進監」に、「総務業務長」を「北方領土対策本部長」に、「医療指導参事」を「医療指導参事」に改め、同表総合振興局及び振興局の項中「室次長」を「室次長（課に置かれる室の次長を除く。）」に、「保健環境部及び建設管理部」及び「保健環境部又は建設管理部」を「建設管理部」に、「森林室技術主幹」を「森林室事務所長」に、「水産技術普及指導所主幹」を「農業改良普及センター次長」に改め、同表女性相談援助

センターの項中「

所長	1 種
----	-----

」を

「

所長	1 種
副所長	2 種

」に改め、同表道立病院の項

中「診療部長」を「副総看護師長」に改め、同表農業大学校の項中「研修室長」を「教務課長」に改める。

別表第 1 イの表本庁の項中「教育次長（総括）」を「教育部長」に、「局次長」を「担当局長」に、「

室長

室長	3 種
----	-----

」を

「

室長（課に置かれる室の長に限る。）	3 種
-------------------	-----

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5 月29日

北海道人事委員会委員長 鎌 田 信 知

北海道人事委員会規則 7－1307

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7－405）の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 9 級の項中「教育次長又は」を削り、同表10級の項中「教育次長（総括）」を「教育部長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第 7 号

昭和48年北海道人事委員会告示第 6 号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成27年 6 月 1 日から施行する。

平成27年 5 月29日

北海道人事委員会委員長 鎌 田 信 知

第 1 項第 1 号中「総合政策部科学 I T 振興局研究法人室」を「総合政策部政策局研究法人室」に改める。

第 3 項第 1 号中「総務部法人局大学法人室」を「総務部法務・法人局大学法人室」に改める。

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成25年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）に提出する。）

く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。) 平成27年5月29日 北海道監査委員 内海英徳 北海道監査委員 小林郁子 北海道監査委員 飴谷長藏 北海道監査委員 竹谷千里	講命令を受けた者は、自転車運転者講習受講命令書受領書(別記様式第10号の7の2)を公安委員会に提出しなければならない。 2 公安委員会は、自転車運転者講習を受けようとする者に対し、自転車運転者講習受講指定書(別記様式第10号の7の3)により講習を行う日時及び場所を指定するものとする。 3 自転車運転者講習を受けようとする者は、指定された講習の当日において、自転車運転者講習受講申請書(別記様式第10号の7の4)を公安委員会に提出するとともに、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものを提示しなければならない。 4 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者の申出により自転車運転者講習終了証書(別記様式第10号の7の5。次項において「終了証書」という。)を交付するものとする。 5 終了証書の交付を受けた者は、これを亡失し、滅失し、又は棄損したときは、自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第10号の7の6)により、当該終了証書の再交付を公安委員会に申請することができる。 別記様式第10号の7の次に次の5様式を加える。 別記様式第10号の7の2(第36条の11の5関係) 年 月 日 自転車運転者講習受講命令書受領書 公安委員会 殿 住所 連絡先 氏名 私は、年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。 また、受講の場所・日時については、 ・ 別途調整します。 ・ 下記のとおりとします。
道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年5月29日 北海道公安委員会委員長 横内 龍 三 北海道公安委員会規則第8号 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則(平成元年北海道公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 目次中「第7章の3 違反者講習(第36条の6-第36条の11)」を「第7章の3 違反者講習(第36条の6-第36条の11)」に改める。 第7章の3の2 自転車運転者講習(第36条の11の2-第36条の11の5)」に改める。 第7章の3の次に次の1章を加える。 第7章の3の2 自転車運転者講習 (講習実施基準) 第36条の11の2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習(以下「自転車運転者講習」という。)に係る講習事項、講習方法及び時間の細目は、警察本部長が定める。 (講習の場所) 第36条の11の3 自転車運転者講習は、視聴覚教材が使用できる環境が整備されている施設において行うものとする。 (講習指導員の要件) 第36条の11の4 自転車運転者講習の講習指導員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する警察職員とする。 (1) 自動車を運転することができる免許を現に受けていること。 (2) 道路交通関係法令及び自転車の安全運転について十分な知識を有していること。 (3) 交通安全教育の実務経験が豊富であること。 (受講手続等) 第36条の11の5 施行規則第38条の4の4に規定する命令書により、自転車運転者講習の受	

場 所	
日 時	年 月 日 午前 時 分 から 午後

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の7の3（第36条の11の5関係）

自転車運転者講習受講指定書

第 年 月 日 号

殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する自転車運転者講習を、次のとおり実施するので通知します。

記

1 講習年月日

年 月 日

2 開始時間

午前	時	分
午後		
3 講習実施場所		

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の7の4（第36条の11の5関係）

自転車運転者講習受講申請書

年 月 日

公安委員会 殿

受講者

住所

氏名

年 月 日生

道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する自転車運転者講習を受講します。

収入証紙貼

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第210号

特定任意講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 5 月29日

北海道警察本部長 室 城 信 之

特定任意講習実施規程の一部を改正する規程

特定任意講習実施規程（平成６年北海道警察本部告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「教本等の資料及び映画又はビデオ」を「教本、視聴覚教材等必要な教材」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

特 定 任 意 講 習 実 施 基 準

講 習 科 目	講 習 細 目	講習時間	講 習 方 法
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 ○ 北海道の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 (2) 交通事故の特徴 ○ 北海道における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	10分	○ 講義（教本、視聴覚教材等）
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等	10分	

を運転しなければならない義務のあることを指導する。

(2) シートベルト、ヘルメットの着用

○ シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるように指導する。

(3) 交通事故を起こした加害者の責任

○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。

加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。

(4) 交通事故を起こした運転者の義務

○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。

(5) 負傷者の救護措置

○ 救急車の到着するまでの間における
負傷者への応急救護処置等について説
明する。

3 安全運転の知識

(1) 安全運転の基礎知識

○ 受講対象に応じ、DVD等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等について理解を深めさせる。

(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識

○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。

(3) 危険予測と回避方法等

○ DVD等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。

○ 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討議

40分

	をさせる。		
4 運転適性、技能についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 ○ 運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 (4) 実車による診断と指導 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて診断を行う。	60分	○ 実技等(教本、運転適性検査器材等)

注 講習科目の4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。